



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

埼玉県朝霞市栄町三丁目 7 番 27 号  
テイ・エス テック 株式会社  
代表取締役社長 井 上 満 夫  
(コード番号：7313 東証第一部)  
問い合わせ先：  
総務部広報課長 倉 田 真 秀  
電 話 番 号 ( 0 4 8 ) 4 6 2 1 1 2 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

平成 27 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 69 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- ① 今後の経営体制の充実強化や、社外取締役の複数化を視野に入れ、取締役の員数の上限を 12 名以内から 15 名以内に変更するものであります。
- ② 社外取締役の招聘に伴い、当該社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、法令の定める範囲内で社外取締役の責任をあらかじめ限定する契約の締結が可能となるよう、第 26 条第 2 項の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第 17 条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。	第 17 条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。
第 18 条～第 25 条 (条文省略)	第 18 条～第 25 条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(新設)	<u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
------	---

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日

以 上